

平成24年9月6日

一般競争入札参加者 各位

都市政策部技術管理センター
技術管理課

総合評価方式の受注回数の取り扱いについて（通知）

日頃より、総合評価方式入札の試行について、ご協力いただきありがとうございます。

評価項目のひとつとして、当該年度の総合評価方式の受注状況に応じて、持ち点2点から減点する「総合評価方式受注回数（減点方式）」を採用しております。

具体的な取り扱いについては、「自己評価にあたっての留意事項（平成24年6月7日版）」に示しておりますが、その他の取り扱いについて下記に示しますので、ご理解いただきご留意願います。

記

1. 総合評価点1位業者が複数の場合

総合評価点1位業者が複数の場合は、くじ引きにより落札候補者を決定します。

この段階では、くじ引きで外れた業者は、受注回数の回数には数えません。

また、このくじ引き前に辞退した場合も、同様に回数には数えません。

ただし、くじ引き後に辞退した場合は、回数に数えます。

2. 落札候補者になった後の審査により失格となった場合

入札開札時において工事履行されていない過年度工事（複数年継続や繰越工事等）や当該年度工事に配置した技術者（主任技術者及び監理技術者）を、配置予定技術者として技術資料に記載し、落札候補者となった場合は「失格」となります。

この場合、受注回数の適用については、入札参加資格及び技術資料の審査を落札候補者となった後、事後審査により行うため、回数に数えます。

技術資料の提出にあたっては、このように技術者が重複すること等により「失格」することが無いように、今一度ご確認ください。

（補足説明）

主任技術者又は監理技術者の専任等については、総合評価方式においても一般競争入札と同様の取り扱いをしています。

これに係る該当法令は、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条であり、請負代金の額（請負工事費）が2,500万円未満（建築一式工事の場合は5,000万円未満）の工事の場合は主任技術者又は監理技術者の専任を要しないと定めています。

具体的には、次のような場合に兼務が可能となります。

1) 土木、下水道工事等（建築一式工事以外）で請負工事費がいずれも2,500万円未満の複数の工事を同一の主任技術者が行う場合

2) 建築一式工事で請負工事費がいずれも5,000万円未満の複数の工事を同一の主任技術者又は監理技術者が行う場合